

海外調査報告資料

(イギリス、オランダ、スウェーデン)

平成18年2月16日(木)

教育バウチャーに関する研究会(第2回)資料

文部科学省生涯学習政策局作成

本報告書は平成17年11月20日～27日までの間実施した調査を基に作成したものであり、諸外国に関する調査は引続き、実施しているところ。

目次

1. 調査の概要
2. イギリス、オランダ、スウェーデンにおける学校
財政制度と学校の位置づけ
3. 公的資金の配分について
 - 現行制度導入の背景・経緯
 - 各国における教育予算の配分状況
 - ・イギリス
 - ・オランダ
 - ・スウェーデン

1. 調査の概要

目的： イギリス、オランダ、スウェーデンにおける教育予算配分方式等の把握
(主に、初等・中等教育段階における公費配分方式について調査)

訪問国： オランダ、スウェーデン

出張者： 大槻生涯学習政策局政策課長 他3名

日程： 平成17年11月20日(日)～平成17年11月27日(日)

訪問機関：

オランダ： 教育文化科学省、教育監察局本部、地方政府(ハーグ市)、
ハーグ市ウォーターランド初等学校、私立バランス初等学校

スウェーデン： 教育研究文化省、学校庁、ナッカ市当局、
公立学校(skuru Skola)

2. イギリス、オランダ、スウェーデンにおける学校財政制度と学校の位置づけ

◎学校の種類は、設置・維持の観点から、

- ①設置者及び維持者が政府である「公立」
 - ②宗教団体などの民間団体が設置者となり、政府が維持する「公営私立」
 - ③設置者及び維持者が民間である「独立私立」
- } に大別

※学校分類は、Eurydice *Private education in the EU*(2000)に基づく。

◎「公立」と「公営私立」は授業料を徴収せず(無償制)、学力テスト等による入学者選抜も実施していない。また、国の定めた教育課程基準も守らなければならない。(図表1参照)

※ 例えばイギリスにおける公営私立には、宗教団体などの民間団体により設置・所有される有志団体立学校及び地方教育当局から独立して学校設置団体により設置・所有される地方補助学校があり、公費補助により維持されている。

図表1 イギリス、オランダ、スウェーデンにおける学校財政制度と学校の位置づけ

項目		公立			公営私立			独立私立		
		イギリス	オランダ	スウェーデン	イギリス	オランダ	スウェーデン	イギリス	オランダ	スウェーデン
1.1.1 設置・形態(比率)	初等	10,961校	33%	93%	6,681校	67%	7%	2,250校 (初等+中等)	極めて少ない(インターナショナル・スクール等)	極めて少ない(インターナショナル・スクール等)
	上段:学校数, 下段:在学者数	4,205.5千人 (公営私立を含む)	不明	97%	(公立の中に含まれる)	不明	3%			
	中等	2,193校	27%	86%	1,192校	73%	14%	579.9千人 (初等+中等)		
	上段:学校数, 下段:在学者数	3,316.1千人 (公営私立を含む)	不明	96%	(公立の中に含まれる)	不明	4%			
1.2.1 入学者決定方針		・地方(LEA)。原則無選抜。	・地方。無選抜。	・地方。無選抜。	・学校。原則無選抜。	・学校。無選抜。	・学校。無選抜。	・学校。選抜の自由。	・学校。選抜の自由。	・学校。選抜の自由。
1.2.2 教育課程基準の遵守		・国の基準(全国共通カリキュラム)の遵守	・国の基準の遵守	・国の基準の遵守	・国の基準(全国共通カリキュラム)の遵守	・国の基準の遵守	・国の基準の遵守	・国の基準(全国共通カリキュラム)の遵守義務なし	・国の基準の遵守義務なし	・国の基準の遵守義務なし
1.2.3 公的資金の運用、報告義務		・人件費を含む予算の裁量を有する。ただし、LEAの算定を大きく変更する場合はLEAに協議する。 ・予算の執行状況は、年報により公表する。 ・授業料徴収不可。	・学校会計について設置者(市町村、理事会)は国(教育文化科学省)に報告する義務がある。 ・報告に当たって、会計士による報告内容の確認(承認)が必要。		・人件費を含む予算の裁量を有する。ただし、LEAの算定を大きく変更する場合はLEAに協議する。 ・予算の執行状況は、年報により公表する。 ・授業料徴収不可。	・学校会計について設置者(市町村、理事会)は国(教育文化科学省)に報告する義務がある。 ・報告に当たって、会計士による報告内容の確認(承認)が必要。		・公的補助なし。 ・授業料徴収可。	・公的補助なし。 ・授業料徴収可。	・公的補助なし。 ・授業料徴収可。
1.2.4 教職員の任免		・LEAが教職員の雇用者。実質学校が選考、決定し、LEAが任命。	・市町村が教職員の雇用者。 ・実際の配置は保護者の参加する各学校の学校経営協議会の意見を踏まえることとされている。	・市町村が教職員の雇用者。	・学校は教職員の雇用者。	・理事会が雇用者。	・理事会が雇用者。	・学校は教職員の雇用者。教員の正教員資格(QTS)の保持の有無は問われない。	・学校または理事会が雇用者。	・学校または理事会が雇用者。
1.2.5 授業料の有無		無償。	無償。	無償。	無償。	無償。	無償。	有償。	有償。	有償。

(注)公私比率はイギリスは2004年(イングランド)、オランダは1999年、スウェーデンは1998年。スウェーデンの初等は基礎学校、中等は高等学校に関する数値。

※学校分類はEurydice *Private education in the EU*(2000)に基づく

現在、イギリス、オランダ、スウェーデンの義務教育段階においては、「公立」及び「公営私立」の学校に公的資金が配分されているが、「独立私立」の学校には、公的資金が配分されていない。

3. 公的資金の配分について

■ 現行制度導入の背景・経緯

イギリス

- ・1990年代からの予算及び人事に関する学校裁量及び親の学校選択の拡大。
- ・近年の学校予算の公正性、安定性及び透明性向上の要請。

オランダ

- ・キリスト教系学校(公営私立)への国庫補助を可能にする「教育の自由の保障」(1917年憲法改正)による、公立と公営私立への補助金の平等化。

スウェーデン

- ・1990年代の地方分権化による地方の財政権限拡大。
- ・穏健党政権による公共サービスの選択自由化の理念に基づく学校選択の拡大、公営私立への公的補助金導入。(ただし、選択拡大策の採用は地方の判断)

■各国における教育予算の配分状況

イギリス

1. 「国から地方への配分」(配分方式、算定要素等)

■ 教育技能省が、地方教育当局を通じて「公立」及び「公営私立」へ間接的な補助金を支出(地方交付金)。2006年から学校教育費は交付金から特定補助金に(図表2参照)。

■ 公的補助の算定は、児童生徒数と年齢を基本とし、これに児童生徒の社会経済的背景・追加的教育支援ニーズ、過疎地調整(初等教育のみ)等の補正要素が加味される。

※ ただし、児童生徒基本単価が一律に決まっているわけではない。例えば、地域特性等の補助金が決定された後に算出される点が問題とされている。[CIPFA, An Introductory Guide to Education Finance in England 2005]

- 2002年、新しい配分方式においては、次の3点が基本的要素として重視された。
 - ① 一人当たり単価を基本
 - ② 問題状況への対応
 - ③ 地域における人件費の相違を反映
- 一人当たり学校予算は3,000ポンド(60万円)弱～5,000ポンド(100万円)強(地方により異なる。2005年政府試算)
- 2006年からは、
 - ① 一般の地方財政から学校教育費を独立させ(特定補助金化)
 - ② 学校予算に対して3カ年の包括予算を保障

イギリス

2. 「地方から学校への配分」(配分方式、算定要素等)

- 国の算定を参考に、学校の特性により所管の学校の予算を決定。
- 教育技能大臣が学校予算の最低水準を定めていたが(「前年度比で～%増」といった形)必ずしもそのとおり配分されなかったため、近年、地方の学校予算に関する、裁量は少なくなっている(図表2参照)。(政府はLEA執行部分を抑えようとしている)。
- 地方(LEA)は、LEA予算と学校予算の全体的な配分枠を定める。さらに学校予算のうち、どの程度をISB(個別学校予算)に当てるかを定める。LEAはISB(個別学校予算)を各学校に対し、その特性を配慮して配分する。

初等学校財務収入例(2004年度)

①小規模初等学校

収入項目	
基礎的補助	£183,400
特別支援教育, マイノリティー, 特定補助金, 寄付, 事業収入	£54,100
総収入	£237,500
生徒数	60
教員数	3
児童・生徒一人当たり歳入	£3,958
基礎的補助金の割合	77%

②大規模初等学校

収入項目	
基礎的補助	£849,100
特別支援教育, マイノリティー, 特定補助金, 寄付, 事業収入	£228,800
総収入	£1,077,900
生徒数	420
教員数	18
児童・生徒一人当たり歳入	£2,566
基礎的補助金の割合	79%

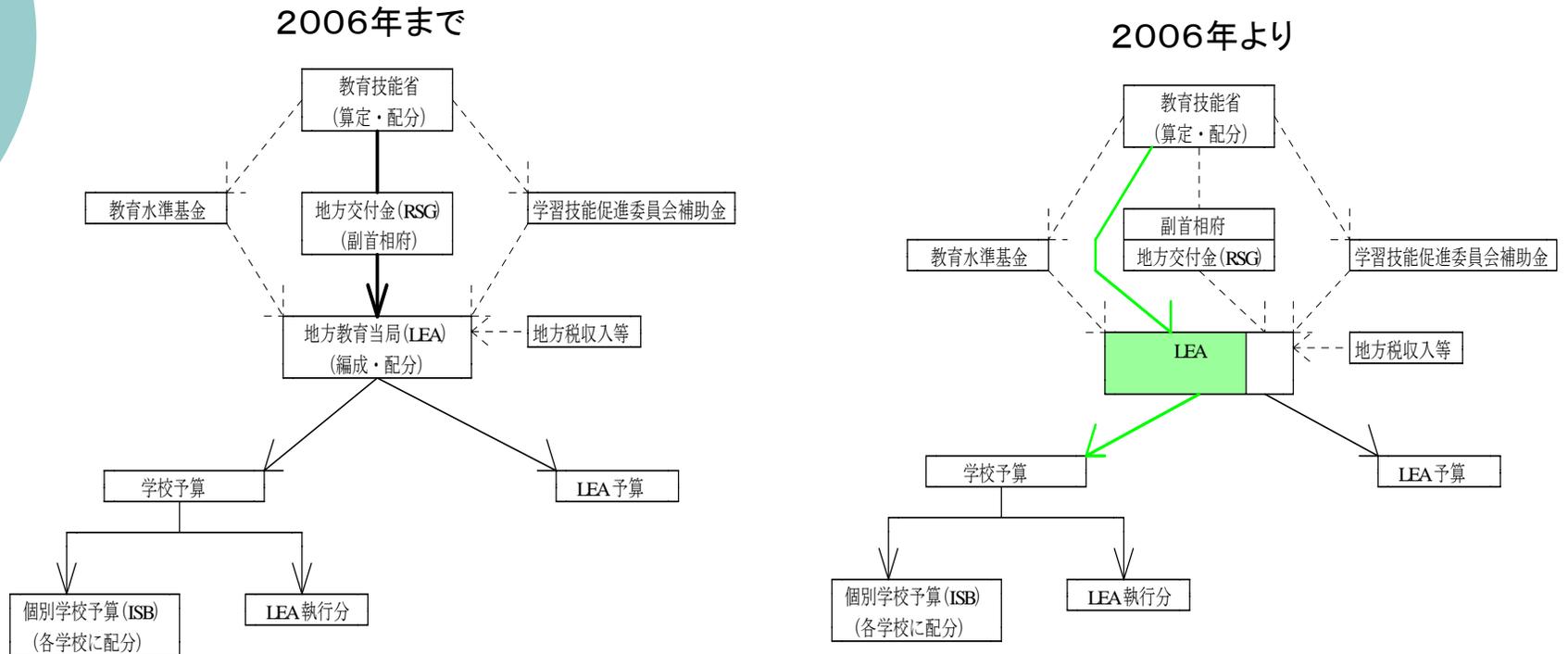
③障害を持つ児童生徒の多

収入項目	
基礎的補助	£520,900
特別支援教育, マイノリティー, 特定補助金, 寄付, 事業収入	£298,800
総収入	£819,700
生徒数	200
教員数	11
児童・生徒一人当たり歳入	£4,099
基礎的補助金の割合	64%

* 教育技能省ホームページ(School Financial Benchmarking)の事例をもとに作成。

イギリス

図表2 地方教育当局(LEA)の教育予算の流れ図



* RSG = Revenue Support Grant.

近年、地方の学校予算に関する裁量は少なくなってきたおり、2006年から学校教育費は交付金から特定補助金に移行。

オランダ

1. 「国から地方への配分」(配分方式、算定要素等)

■ 中等学校の経常費の算定方法は、「人件費」と「物件費」(清掃費、光熱費、施設設備費等。初等教育は教材費含む。)に分けて1校あたりの費用を算出(図表3参照)。公立・公営私立校の校舎及び敷地等資本的経費の用意は地方(市町村)の負担。

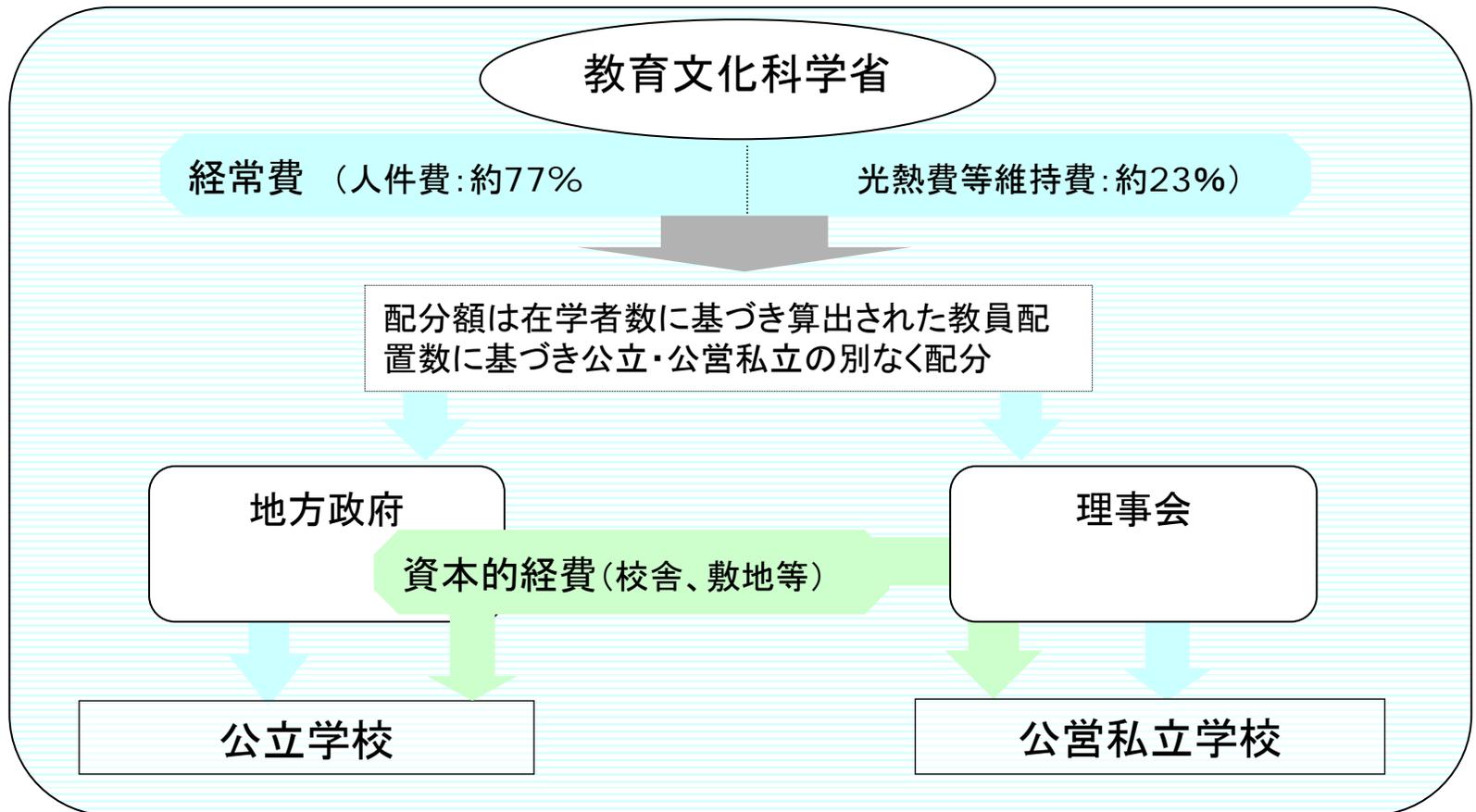
■ 人件費は校長等管理職、一般教員、補助教員、特別支援教育担当など職種毎に在学者数に応じた配置数が定められ、これに一人当たり人件費(平均給与額相当)を積算し、職種別の人件費を合算して算出(図表4参照)。

■ 家庭環境(親がオランダ語を母語としない)に応じて、児童生徒1名に対する係数が人件費算定の際に加算され、移民等の家庭出身者(オランダ語を母語としない)である児童生徒については多くの教育費が支給される。

■ 公立校の場合は、地方政府(市町村)、公営私立校の場合は学校の理事会に対して配分。

■ 中等学校では、各学校に対して補助金を一括配分し、その配分額の中で各学校独自の裁量により人件費やコンピューターの購入などの用途を決定する一括配分方式を1997年から導入。初等学校は2006年8月から完全導入予定(既に一部の初等学校には導入済み)。

図表3 オランダにおける教育予算の配分方法(中等教育の場合)



図表4 中等学校(大学予科学校)の人員費算定方法

在学者数1,000名,うち障害を持つ生徒が50名の大学予科学校(普通教育プログラム)1校に対する公財政支出学校教育費中の人員費の算出方法は次のとおり。

1. 教職員配置数を職種毎に算出

	生徒数		定数		教職員配置数
管理運営担当者(校長, 教頭等)	1000	÷	169.12	=	5.9129..
一般教員	(1000-50)	÷	20	=	47.5
特別支援担当教員	50	÷	8.87	=	5.6369..
補助員	1000	÷	104.38	=	9.5803..

教育文化科学省が設定(教職員1名当たりの児童生徒数)

2. 職種毎に人員費を算出し,合計して人員費総額を決定

	教職員配置数		1人当たり人員費		職種別人員費
管理運営担当者(校長, 教頭等)	5.9129..	×	81,084	=	479,446.5468
一般教員	(47.5+2.55)	×	65,336	=	3,103,460.0000
特別支援担当教員	5.6369..	×	65,336	=	368,297.6325
補助員	9.5803..	×	35,619	=	341,243.5332

最低必置数。他の職種についても設定されているが、一般教員については人員費算定時に加算

教育文化科学省が設定(各職種の平均給与相当)

当該校1校当たり人員費総額

4,292,447.71 €

《補足》

人員費とは別に算出された維持費(光熱水道費, 清掃費, 備品・学習教材購入費等)と総人員費を合計して経常費を算出。

オランダ

2. 「地方から学校への配分」(配分方式、算定要素等)

- 各学校への市当局からの公的資金の配分額は、毎年10月1日に各学校の在学者が確定し、ここから算定された教職員数に基づき算出。
- 転校や年度途中からの入学で在学者数が大きく増えることもあり、この場合年度途中(1回のみ)で教員を増やすための公的資金の配分も認められている。

スウェーデン

1. 「国から地方への配分」(配分方式、算定要素等)

■ 各コミュニティの全収入に占める国庫負担は15%程度。国庫負担のほとんど(3分の2。全収入の10%)は交付金で、残り(全体の4~5%)は用途指定の補助金。用途指定の補助金は教員の雇用や研修に充てられる。

2. 「地方から学校への配分」(配分方式、算定要素等)

■ 初等中等教育は地方(コミュニティ)の所管であり、コミュニティの税金により維持。コミュニティから学校への公財政の配分の方式は、各コミュニティによって多様。

■ 児童生徒一人当たりの経費を算出し、その経費に各学校の在学者を積算して配分する地方もある。ハンディがある子どもにはアシスタントがつく場合もあり、その経費も負担される。

■ 人口の少ない地域は税金が少ないため、国が地方間の財政の均衡を図るために交付する平衡交付金(ロビンフッド税)を受け、学校を維持している。

スウェーデン

2. 「地方から学校への配分」(配分方式、算定要素等) 続き

■ ナッカ市は、1992年から子ども一人当たりにかかる総教育費を決め、それを人数に応じて機械的に配分するというシステムを採っている。同じようなシステムは、290あるコミューンのうち、ナッカ市のほか10程度しか採っていない。また、そのほとんどが、保守系(穏健党)が与党であったり、以前政権党だったコミューンである。

■ 辺境地の小規模な学校には子どもの数が少なくてもパソコンを整備したり、先生も配置するので児童生徒数一人当たりの経費は高額。校舎及びその他の施設・設備の提供は私立でもコミューンの責任で実施(公立、私立とも借料を支払う)。